



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

780	形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境管理課)..... 1
781	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
782	〃	(〃)..... 2
783	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 2
784	〃	(〃)..... 2
785	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 3
786	〃	(〃)..... 3
787	〃	(〃)..... 3
788	〃	(〃)..... 4
789	〃	(〃)..... 4
790	〃	(〃)..... 5
791	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃)..... 5
792	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 5
793	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)..... 6
794	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)..... 6

○ 監査公表

監査公表第18号	 7
監査公表第19号	 7
監査公表第20号	 7
監査公表第21号	 7

告 示

和歌山県告示第780号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和8年和歌山県告示第160号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地

西牟婁郡上富田町朝来字上内代518番1の一部、519番1の一部並びに518番1及び519番1に接する水路の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び田辺保健所衛生環境課並びに上富田町住民課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第781号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050300064	ナナイロ	紀の川市名手市場657-1	放課後等デイサービス	株式会社wac	紀の川市名手市場657-1	令和8.9.1

和歌山県告示第782号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050300049	つみき	岩出市西安上51-3	児童発達支援	合同会社HAGL00M	和歌山市築港二丁目8番地2	令和8.9.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字谷横手356の3・356の4・字梅原372の2・373の4・374の10（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町西谷字西ノ谷925の75（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第785号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新宮市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第786号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第787号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第788号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第789号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第790号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第791号

令和8年和歌山県告示第717号（以下「告示第717号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

日向俊光

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第717号のとおり

和歌山県告示第792号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

船津坂本2地区急傾斜地崩壊危険区域

和歌山県日高郡日高川町大字船津、字原前及び字三田の区域のうち、次の1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線によって囲まれた土地の区域。この場合において、各点を結ぶ線は直線とする。

- 1点 北緯33度56分34秒3748
東経135度15分53秒9213
- 2点 北緯33度56分31秒2415
東経135度15分52秒4492
- 3点 北緯33度56分31秒1613
東経135度15分51秒1956
- 4点 北緯33度56分33秒1708
東経135度15分50秒4693
- 5点 北緯33度56分33秒9372
東経135度15分51秒6481
- 6点 北緯33度56分34秒1848
東経135度15分52秒4400

和歌山県告示第793号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年和歌山県告示第1086号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
直川（I-2144）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第794号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
直川（I-2144）、上野（4）（I-30057）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年9月11日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 岩 井 弘 次

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年9月11日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 岩 井 弘 次

和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年9月11日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 岩 井 弘 次

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年9月11日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 岩 井 弘 次